

第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議議事録

1 開催日時 令和 3 年 9 月 10 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 25 分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部長：危機管理監、消防長、教育長、総務部長、企画部長、財務部長、
市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、教
育総務部長、生涯学習部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、
選挙管理委員会事務局長

(事務局)

健康こども部、総務部

4 議 題

- (1) 状況報告（感染者の状況）
- (2) 緊急事態宣言の延長について
- (3) 公共施設の対応について
- (4) その他
 - ・ワクチン接種予約の受付出張所開設について
 - ・新型コロナワクチンの接種状況について
 - ・職域接種の状況について

5 議題の概要

- (1) 市内感染者の状況報告を行った。
- (2) 緊急事態宣言の延長について説明を行った。
- (3) 緊急事態宣言延長に伴う公共施設の対応を決定した。
- (4) その他
 - ・ワクチン接種予約の受付出張所を浦安駅、新浦安駅改札口付近に開設することを決定した。
 - ・新型コロナワクチンの接種状況について情報を共有した。
 - ・市川保健所の派遣等の期間延長を決定した。

6 会議経過

(1) 状況報告

本部員：直近 1 週間の 10 万人当たりの感染者は 148 人となっており、8 月中旬のピークから減少が続いている。3,083 人となっている。

次に検査確定日の感染者数と公表日の感染者数の関係であるが、保健所の業務逼迫により、検査確定日から公表まで日数を要するケースが見受けられる。

直近 7 日間平均感染者数のピークは 8 月 18 日で 57.4 人となり、この日以降の感染者数は減少に転じている。都も同様の傾向を示しているので、感染者は減少している。

次に学校等の感染者は、直近 3 週間の感染者が 96 名となった。こちらも 8 月中旬をピークに徐々に感染者は減少してきている。

(2) 緊急事態宣言の延長について

本部長：緊急事態宣言の期間延長について説明を求める。

本部員：緊急事態宣言の内容に変更はなく、期間終了日を 12 日から 30 日に変更することになった。

(3) 公共施設の対応について

本部長：感染者が減少しているとは言え、公共施設の対応は難しい。対応案の説明を求める。

本部員：緊急事態宣言期間が延長されたが、検査確定日別新規感染者は減少傾向がみられることから 9 月 13 以降は、子育て関連施設、屋外にあるスポーツ施設、老人福祉センターの浴場を開館する。

本部長：屋外施設を中心に開所し、屋内施設はもうしばらく様子を見ることとし、引き続き、緊急事態宣言期間中の人流抑制と感染防止対策の徹底を図ること。

本部員：緊急事態宣言期間の延長に伴い、9 月 13 以降も部活動は中止とする。

(4) その他

・ワクチン接種予約の受付出張所開設について

本部員：集団接種の期間を10月10日まで延長することにする。接種率の向上を目指すため、9月17日（金）、20日（祝・月）、21日（火）の3日間に接種予約の受付所を浦安駅、新浦安駅改札出入口付近に設置する。受付時間は午後3時30分から午後8時までとし、接種を希望する市民でまだ予約していない方を対象にする。

本部長：本人確認のために接種券などは必要になるのでは。

本部員：免許証などで本人確認することになっている。

本部長：本人確認できる免許証など持参することを、事前に周知文に付け加えること。

・新型コロナワクチン接種状況について

本部員：ワクチン接種率であるが、年齢区分12歳以上で66.7%になっている。全体の接種見込み率は78.5%を見込んでいる。夜間の接種予約数は、1回目の9月24日はほぼ100%、2回目の10月1日は58%となっている。また、余剰ワクチンのキャンセル待ちの登録者は73件である。

・職域接種の状況について

本部員：ほぼ順調に接種は進んでいる。幼稚園、保育園、育成クラブ、学校の施設従事者で、1回目または2回目の接種が出来なかった方は、今後、集団接種会場で接種をするように調整を図っている。

本部員：市職員のワクチン接種率であるが、1回目の接種終了者は92.3%で、予定者を含めると95.4%が接種を行うことになっている。

本部員：保健所への職員派遣期間であるが、保健所から期間延長の要請があり、9月30日まで派遣期間を延長する。

本部員：保健所から自宅療養者に対する健康観察や生活支援等の実施について、依頼があるが、支援内容について具体的な内容に不明瞭な点があることから調整が必要である。

7 決定事項

- ・緊急事態宣言が9月30日まで延長されたが、検査確定日別新規感染者数は減少傾向がみられることから、9月13日以降は、屋外公共施設は夜間も含め再開する。一方、屋内公共施設は休館、利用制限を延長し、引き続き、緊急事態宣言期間中の人流抑制と感染防止対策の徹底を図ることとする。
- ・県から要請されている、自宅療養者に対する健康観察や生活支援等の実施については、具体的な運用について県と調整したうえで決定する。
- ・緊急事態宣言の延長に伴い、保健所への職員の派遣を引き続き行う。
- ・コロナワクチンの接種率のさらなる向上をめざし、9月17日、20日、21日に浦安駅前および新浦安駅前において、予約受付出張所を開設する。